

登録電気工事業者の廃止届出手続きについて

将来再開の予定がなく、登録電気工事業者の全部を廃止した場合は、電気工事業者の廃止の届出を行う必要があります。

なお、みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者あるいはみなし通知電気工事業者として、引き続き電気工事業者を実施される場合は、それぞれの手続きを行ってください。

届出にあたっては、次の書類が必要となります。

1 必要な届出書類（手数料は不要です。）

- （1）様式第23号 電気工事業者廃止届出書
- （2）登録電気工事業者登録証（原本）

2 受付期間

随時

3 提出先 （書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL: (083) 933-3155
--